

(3) 鶴岡市国民健康保険条例の一部改正（案）について

出産育児一時金の引き上げについて

1. 概要

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩当たり42万円（出産費用分40万8千円＋産科医療補償制度掛金分1万2千円）を支給している。

今般、社会保障審議会保険医療部会（厚生労働省所管）において、「出産育児一時金の額は令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、健康保険法施行令等の一部改正が行われた。

2. 改正の内容

	改正前	改正後	比較
出産費用分	408,000円	488,000円	80,000円
産科医療補償制度掛金分	12,000円	12,000円	0円
支給総額	420,000円	500,000円	80,000円

○国民健康保険の場合、出産育児一時金の支給額は、条例及び規則で定めているため、本市の国民健康保険条例の改正を行う。

- ・ 出産費用分：鶴岡市国民健康保険条例（第5条）
- ・ 産科医療補償制度掛金分：条例第5条ただし書きにより規則にて加算
鶴岡市国民健康保険規則（第28条の2）

3. 施行期日

令和5年4月1日

4. 財源

国民健康保険税 1/3 地方交付税 2/3

《引き上げに伴う財政支援》

- ・ 令和5年度：1件当たり5千円の追加補助
- ・ 令和6年度以降：後期高齢者医療制度による支援等を検討中

5. 令和4年度の支給状況

29件 1,157万円 ※令和5年1月末現在

<産科医療補償制度>

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どものと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析を行い、再発防止に資する情報提供、紛争の防止と早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とするもの。